

# インフルエンザワクチン接種のお知らせ

余市町では、高齢者および中学生までの方を対象に、インフルエンザワクチンの接種費用を一部助成しています！ワクチン接種は、インフルエンザの発症予防や重症化防止に有効です。

1. 接種対象者 **接種日現在**、余市町に住民登録のある以下の方  
 《定期接種》  
 ①満65歳以上の方  
 ②満60歳～64歳の方で、心臓・腎臓・呼吸器・免疫の各機能に障害を有し、**身体障害者手帳1級**をお持ちの方  
 《任意接種》  
 ③生後6か月～**中学生まで**の方  
 （※③のうち、2歳～中学生までの方は注射ワクチンのほかに**経鼻ワクチン**を接種することができます。）
2. 接種回数 **1回**（生後6か月～13歳未満の方は**2回**）  
 （経鼻ワクチンの場合：**1回**）
3. 接種期間 **令和6年10月1日～令和7年3月31日**  
 ※日曜、祝日、その他医療機関の休診日は除きます。
4. 接種料金 **1,000円**（接種1回につき）  
 （経鼻ワクチンの場合：**2,000円**（接種1回につき））  
 ※ただし、いずれも生活保護世帯の方は無料です。



**医療機関によってワクチンの種類や在庫状況、接種日など異なりますので、接種の際は、あらかじめ医療機関に確認・予約のうえ接種してください。**

医療機関名	電話番号	医療機関名	電話番号
余市協会病院	23-3126	北郷耳鼻咽喉科医院	23-5533
小嶋内科	22-2245	勝田内科皮膚科クリニック	22-3843
中島内科	22-3866	よいちクリニック	21-4570
勤医協余市診療所	22-2861	林病院	22-5188
わたなべ内科医院	22-3989	黒川町整形外科クリニック	22-2447
田中内科医院	22-6125	森内科胃腸科医院(仁木町)	32-3455
池田内科クリニック	23-8811	海のまちクリニック(古平町)	42-2135
よいち整形外科クリニック	48-5000	積丹町立国保診療所(積丹町)	44-2175
よいち夕風クリニック	21-5566		

- ◆上記医療機関以外で接種を受ける場合、接種期間以外に接種を受ける場合は、**全額自己負担**となりますのでご注意ください。
- ◆長期入院などの理由で上記医療機関での接種が困難な場合は、**必ず接種前**にお問い合わせください。
- ◆接種の際は健康保険証や母子健康手帳など、年齢・本人確認ができるものをお持ちください。

※ご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

【問い合わせ先】 余市町民生部子育て・健康推進課 健康推進係 ☎：21-2122（課直通）

# インフルエンザワクチンの接種を受ける前に、 以下の注意事項をよく読みましょう！

## (1) 一般注意事項

1. 予防接種は健康な人が元気なときに接種を受け、その病原体の感染症を予防するものですので、体調のよいときに受けるのが原則です。
2. 接種後24時間は副反応（健康状態の変化）に注意し、接種局所の異常反応や体調が悪くなった場合は、速やかに医師の診察を受けましょう。診察を受けた場合は、役場の担当課に連絡してください。
3. 気になることや分からないことがあれば、接種を受ける前に担当の医師や看護師に質問しましょう。  
ただし、十分に納得できない場合には、接種を受けないでください。

## (2) 予防接種を受けることができない人

1. 接種当日、明らかに発熱（37.5度以上）のある人
2. 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな人  
急性の病気で薬を飲む必要のあるような人は、その後の病気の変化が分からなくなる可能性もあるので、その日は接種を見合わせるのが原則です。
3. ワクチンに含まれている成分によって、アナフィラキシーを起こしたことがあることが明らかな人  
※アナフィラキシーとは、通常接種後約30分以内に起きるひどいアレルギー反応のことです。  
発汗、顔が急に腫れる、全身にひどいじんましんが出る、吐き気、嘔吐（おうと）、声が出にくい、息が苦しいなどの症状に続き、血圧が下がっていく激しい全身反応です。
4. その他、上の1～3に当てはまらなくても、医師が接種不相当と判断した人

## (3) 予防接種を受けるのに際し、医師とよく相談しなくてはならない人

1. 基礎疾患を有する人（心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患、発達障害等）
2. 今までにけいれんを起こしたことがある人
3. 今までに免疫不全の診断がされている人、及び近親者に先天性免疫不全症の方がいる人
4. 間質性肺炎、気管支喘息等の呼吸器疾患を有する人
5. 接種液の成分に対して、アレルギーがあるとされたことがある人

## (4) 予防接種による健康被害救済制度について

1. 定期の予防接種によって引き起こされた副反応により、医療機関での治療が必要になったり生活に支障が生じた場合には、予防接種法に基づく補償を受けることができます。  
健康被害の程度等に応じて、医療費・医療手当・障害児養育年金・障害年金・死亡一時金・葬祭料の区分があり、法律で定められた金額が支給されます。死亡一時金、葬祭料以外については、治療が終了するまたは障害が治癒する期間まで支給されます。  
ただし、その健康被害が予防接種によって引き起こされたものか、別の要因（予防接種をする前、あるいは後に紛れ込んだ感染症等）によるものなのかの因果関係を、予防接種、感染症医療・法律等、各分野の専門家からなる国の審査会にて審議し、予防接種によるものと認定された場合に補償を受けることができます。
2. 任意の予防接種（予防接種の接種期間を過ぎて接種を希望する場合、予防接種法に基づかない接種）によって健康被害を受けた場合は、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法に基づく救済を受けることとなりますが、予防接種法に比べて救済の額が概ね二分の一（医療費・医療手当・葬祭料については同程度）となっています。